

報道記者発表資料 朝 来 市	提出日	令和6年5月7日
	問合せ先	担当部署：こどもみらい部子育て支援課
		電話：079-666-8103
	担当者	課長：神谷 芳彦
担当：衣川 三香子		

件名	子育て支援を拡充しました。 ～「在宅保育支援金」の創設！
----	---------------------------------

市では、多様な子育て環境を支援し、子どもの健全育成と子育てしやすい環境づくりを目的として、乳幼児を保育園等に預けず家庭で保育している保護者等に対し、在宅保育支援金の支給を実施します。

(対象児)

- ・生後7か月から満3歳に達する日以後、最初の3月31日までの子ども

(支給対象者) 次の要件をすべて満たす方

- ・朝来市に住所を有していること
- ・保育園等を利用していない対象児を在宅で育児していること
- ・里親への委託または児童福祉施設等に入所していないこと
- ・生活保護法による保護を受けていないこと
- ・市税等市の徴収金の滞納がないこと
- ・暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

(支給額)

- ・対象児1人あたり月額10,000円

(支給基準日および支給時期)

支給基準日：毎月1日時点の状況により、その月の支給要件を判定します。

※申請月の1日時点で要件を満たす場合は、当月分から支給対象となります。

例① 4月1日時点で要件を満たす → 4月分以降が支給対象

例② 4月2日時点で要件を満たす → 5月分以降が支給対象

支給時期：令和6年度の支払いのスケジュールは次のとおりです。※申請者本人の口座に振込

回数	支払い月	支給対象期間
第1回	7月	令和6年4月分～6月分
第2回	10月	令和6年7月分～9月分
第3回	1月	令和6年10月分～12月分
第4回	4月	令和7年1月分～3月分

(申請方法)

支給を希望する方は、申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて子育て支援課（保健センター内）または各支所へ持参、または郵送で提出してください。

【提出が必要な書類】

- ・ 朝来市在宅保育支援金支給申請書
- ・ 振込先金融機関の通帳の写し

(問い合わせ先) 朝来市こどもみらい部子育て支援課

電話 079-666-8103

FAX 079-672-5369



子育て支援を拡充しました

在宅保育支援金の創設！

朝来市では、多様な子育て環境を支援し、こどもの健全育成と子育てしやすい環境づくりを目的として、乳幼児を保育園等に預けずに家庭で保育している保護者等に対し、「在宅保育支援金」を支給します。

対象児

生後7ヶ月から満3歳に達する日以後、最初の3月31日までのこども

支給対象者 次の要件をすべて満たす方

- 朝来市に住所を有していること
- 保育園等を利用していない対象児を在宅で育児していること
- 里親への委託または児童福祉施設等に入所していないこと
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 市税等市の徴収金の滞納がないこと
- 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

支給額

対象児1人当たり月額 10,000円

支給基準日及び支給時期

支給基準日：毎月1日時点の状況により、その月の支給要件を判定します。

※申請月の1日時点で要件を満たす場合は、当月分から支給対象となります。

例① 4月1日時点で要件を満たす →4月分以降が支給対象

例② 4月2日時点で要件を満たす →5月分以降が支給対象

支給時期：令和6年度の支払いのスケジュールは次のとおりです。※申請者本人の口座に振込

回数	支払い月	支給対象期間
第1回	7月	令和6年4月分～6月分
第2回	10月	令和6年7月分～9月分
第3回	1月	令和6年10月分～12月分
第4回	4月	令和7年1月分～3月分

申請方法

支給を希望する方は、申請書に必要事項を記入し、必要な書類を添えて子育て支援課（保健センター内）または各支所へ持参、または郵送で提出してください。

【提出が必要な書類】

- 朝来市在宅保育支援金支給申請書
- 振込先金融機関の通帳の写し

問い合わせ先

朝来市こどもみらい部子育て支援課

☎ 079-666-8103

FAX 079-672-5369

